

## (前文)

二元代表制のもと、議会は合議制の意思決定機関として、市長は独任制の執行機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、戸田市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

意思決定機関である議会は、「市民の意見を代表できる」という特性を生かしていくために、議員同士が自由闊達な議論をたかかわせ、その中から論点や課題を明らかにするとともに、意見を集約していく必要がある。

そして、市民と身近に接した市民の代表機関である議会は、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言を積極的に行っていかなければならない。

ここに、議会は、地方自治の本旨に基づいて、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に答え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、議会・議員の活動原則等を定めたこの条例の最終的な目的が、市民福祉の向上と公正・民主的な市政運営のためにあることを確認したものです。

※二元代表制…立法府を構成する議員と、行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の役割)

- 第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。
- 1 議会は、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する市の議事機関である。
  - 2 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間における自由討議を通じて合意形成を図る政策提言機関である。

### 【趣旨】

1. 本条は、議会の果たすべき役割を確認したものです。
2. 市の団体意思の決定機能は議会が持っているものであり、また、日本国憲法第93条第1項に規定された議事機関を設けるとされた機関が議会であることを定めたものです。
3. 議会として積極的に政策をも提案していこうという姿勢を明確にしたものです。

### (議会の活動原則)

- 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
  - (2) 市民の多様な意見を把握し、反映させるための運営に努めること。
  - (3) 議決責任を深く認識し、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすこと。
  - (4) 市民主権のもと、市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。
  - (5) 市民にとって分かりやすい議会運営に努めること。

### 【趣旨】

議会は、地方自治法改正の動向や市民意識の変化に的確に対応し、権能を十分に発揮し、責任を果たす使命を持つことは論を俟ちません。本条は、この使命を果たすために条例を貫く姿勢・原則を定めたものです。

### (議員の活動原則)

- 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
  - (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
  - (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民福祉の向上を目指して活動を行うこと。

### 【趣旨】

議会の使命である議員間の自由闊達な討議での論点、争点の発見、市民の意見把握など、市民の代表としての議員の活動原則を規定しています。

### (議長の活動原則)

- 第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。
- 1 議長は、この条例に基づき、議会の機能及び権限の強化に向け、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、議長の果たすべき役割を、議会運営にとどまることなく、議会機能の強化等にも及ぶということを定めたものです。

### (会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

### 【趣旨】

本条は、地方自治法上、会派について定義した明文規定はありませんが、議会における位置づけを明確にするために規定したものです。

### (委員会の活動)

- 第7条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の適切な運営により機動力を高めるよう努めるものとする。
- 2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策提言を行うよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、委員会が付託された議案の審議にとどまるのではなく、自主性・自律性をもって活動を進めることも重要な役割であると定めた規定です。

